

広報物制作サポート委託業務
プロポーザル公募要領

令和5年1月17日

岐阜県広報課

第1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
1	応募資格	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続き等	
第3	評価に関する事項	6
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の決定	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約の締結	7
第5	業務の適正な実施に関する事項	8
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他	9
第8	問い合わせ先	9
別表	プロポーザル評価基準	

広報物制作サポート委託業務 プロポーザル公募要領

岐阜県は、県が作成する広報物について、県の施策が、県民に十分に認識され、活用されることができるような効果的なデザイン等の指導を実施する「広報物制作サポート委託業務」について、プロポーザル（企画提案）方式により1者を選定し、委託することとします。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

○留意事項

本委託業務に関する予算は現在、令和5年度岐阜県一般会計予算の策定途中であり、令和5年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県はその損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

広報物制作サポート委託業務

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日（令和5年4月上旬を予定）から令和6年3月31日まで

4 委託費の上限

4,897,354円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 応募資格

応募できる者は、以下の条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4*の規定に該当しない者であること。
- ② プロポーザル評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他契約に係る入札参加資格停止

措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないことプロポーザル評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

※ 地方自治法施行令（関連部分抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、業務の企画を、様式1に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本産業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

※提案者が過去に作成した広報目的のための印刷物の実績については、今回の評価の

対象に含みませんので、企画提案書への添付は不要です。

(1) 業務の実施計画

ア デザイン指導に関する企画提案

- ・仕様書内「第4 業務内容」1(1)を踏まえ、訴求力のあるデザイン作成のために必要と思われる県職員向けの指導・相談対応について具体的に記載してください。

イ 課題(別紙)に対する指導

- ・課題(別紙)のデザイン案がデザイン指導に持ち込まれたと仮定し、どのような指導を実施するかを具体的に記載してください。

- ・また、その指導の結果出来上がるデザインの完成例を添付してください。

※デザインの完成例に写真、イラスト等の素材を使用する場合は、他者の著作権等の権利関係を侵害しないものに限りします。

ウ 県職員の広報意識やデザイン力の向上のための研修に関する企画提案

- ・仕様書内「第4 業務内容」2における研修の内容を具体的に記載してください。

(2) 業務の実施体制等

ア 業務の実施体制

イ 業務実施責任者の資格・職歴

ウ 事業費の積算

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
公募要領等の公開・配布	令和5年1月17日(火)から令和5年2月28日(火) <u>正午まで</u>
公募要領等に関する質問受付	令和5年1月17日(火)から令和5年2月28日(火)
プロポーザル参加申込受付	令和5年1月17日(火)から令和5年2月28日(火) <u>正午まで</u>
企画提案書受付	令和5年1月17日(火)から令和5年3月8日(水) <u>正午まで</u>
プロポーザル評価会議	令和5年3月下旬(予定)
結果の公表	令和5年3月下旬(予定)
契約の締結	令和5年4月上旬(予定)

(2) 公募要領等の配布

- ① 配布期間 令和5年1月17日(火)～令和5年2月28日(火) 正午まで
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く) ※最終日は正午まで

- ② 配布場所 岐阜県広報課

(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁3階)

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/270319.html>

(3) 公募要領等に関する質問受付・回答

① 受付期間

令和5年1月17日(火)～令和5年2月28日(火) 午後5時15分(必着)

② 提出方法

質問は書面(別紙1)を、広報課まで郵送、ファクス又は電子メールにファイルを添付(ファイル形式はMicrosoft wordとしてください。)して提出してください。

③ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、応募者全員に通知するとともに、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/270319.html>

(4) 参加申込受付

① 令和5年1月17日(火)～令和5年2月28日(火) 正午まで(必着)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く) ※最終日は正午まで

② 提出方法

参加希望者は、「広報物制作サポート委託業務プロポーザル参加申込書」(別紙2)を、広報課まで持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合は当日消印有効)

(5) 企画提案書受付

① 受付期間 令和5年1月17日(火)～令和5年3月8日(水) 正午まで(必着)

② 提出書類、提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

ウ 法人に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(イ) 法人概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3

(ウ) 事業内容及び収支内容がわかる書類(直近の事業年度のもの・任意様式)

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4

オ 社会的課題への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5

③ 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

④ 提出方法

広報課あてに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とし

てください。

(6) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 評価会議の構成員（以下「構成員」）に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に評価に影響を与える虚偽の記載をした場合
- オ 公募要領に反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

⑧ その他

- ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議（3月下旬）開催日前日（土日祝日を除く）の正午（必着）までに、辞退届（様式自由）を広報課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
見積書（様式2）に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。
- ② 業務実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）、その他必要と見込まれる経費はすべて計上してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県広報課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL : 058-272-1116 FAX : 058-278-2506 E-mail : c11103@pref.gifu.lg.jp

- (注意1) 上記の各種書類の提出に関する指定の方法のうち、郵送、ファクス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。
- (注意2) メール送信の際は、件名に「広報物制作サポート委託業務」と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「広報物制作サポート委託業務」プロジェクト評価会議が行います。

なお、受託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を構成員が評価・採点し、審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

日時・場所については、後日、参加者に通知します。

(2) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分間以内
構成員からの質疑約 10 分間程度

(3) 注意事項

- ① 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ② 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
- ③ 提出した企画提案書のみを用いてプレゼンテーションを実施してください。

- ④ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、Web会議にて実施する場合があります。使用するソフトはZoom等を想定しています。

3 評価項目及び評価内容

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の決定

- ・各評価会議構成員は、上記評価項目及び評価内容に基づき評価し、提案者ごとの評価点を比較して順位を付与します。
- ・順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例：提案者数が5者であれば5点）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与します。ただし、同順位の提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な提案者に高い順位点を付与します。その中で、提案金額も同額の者が複数者いる場合は、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ・各評価会議構成員の順位点を合計し、最も高い提案者を最優秀提案者とします。
- ・順位点合計の最も高い提案者が複数者いる場合は、その中から評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とします。なお、その中で、順位点と評価点の合計が同点である提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。さらに、その中で、順位点と評価点の合計が同点で提案金額も同額の者が複数者いる場合は、各評価会議構成員の協議により決定するものとします。
- ・評価点の合計が基準点（60点×構成員数）を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・提案者が1者のみの場合、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページで公表します。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び総評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の順位点及び総評価点（得点順）※提案者の氏名は記載しません。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、提案者が2者の場合、提案者が特定されるため(3)は公表しません。

また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第4 契約の締結

選定した契約候補者と県とが、採用になった案について、必要に応じて内容を変更協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうえで、契約を締結します。

なお、選定した契約候補者と県との間で仕様に関する協議が整わない場合、審査結果において、総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により

業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県広報課報道係 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1116 (直通) FAX 058-278-2506 E-mail c11103@pref.gifu.lg.jp